

ドイツ反核法律家との交流

昨年8月、日本反核法律家協会は、ドイツ反核法律家協会から二人のメンバーを招聘した。ピーター・ベッカー会長とライナー・ブラウン常任理事である。ピーターは国際反核法律家協会の共同議長、ライナーは同協会の常任理事や国際平和ビューロー(IPB・ノーベル平和賞受賞団体)の運営委員なども務めている。ちなみに、ピーターは400人規模(内約200名が弁護士)のロー・ファームの共同経営者でもある。ライナーはプロの平和活動家といってもいいと思う。

二人は、大阪、広島、東京での弁護士たちとの交流だけに止まらず、原水禁世界大会、大阪非核の政府を求める会、核廃絶をめざす広島の会などでも、精力的に講演活動をこなしてくれた。

日本反核法律家協会が二人を招聘した理由は、なぜ、ドイツではかくも素早く「脱原発」路線を確立したのか、その背景事情を知りたいということにあった。

元々、ドイツには、17基の原発が稼働していたが、2011年6月、8基については即時に、残り9基についても2022年までに廃止すると決定している(第13次原子力法改正)。「地獄の業火による火遊び」に終止符がうたれたのである。

わが国政府が、福島原発事故原因不十分なままに、停止中の原発の再稼働に踏み切り、原発を輸出しようとしている姿勢とは大きな違いである。

第2次世界大戦時の枢軸国、高度に発達した資本主義国、米国との同盟関係などの共通性がありながら、エネルギー政策という点では、なぜかくも正反対の結論が出ているのか。素朴な疑問があったからである。

彼らの話の概要は次のとおりである。

1970年代、ドイツでは、反核兵器運動だけではなく、反原発運動も行われていた。けれども、反原発運動の活動家は、警察の放水でずぶぬれにされたり、警棒で殴られるという仕打ちにあっていた。他方、政府は保守的といわれていた地方に原発をつくる計画を立てたが、反原発運動が起きたり、反原発の裁判も提起された。

1980年、緑の党が創立された。緑の党は、核兵器にも原発にも反対する立場である。1985年、ヘッセン州で緑の党と社民党の連立政権が誕生した。しかし、原発は連邦政府の管轄のため、州政府限りでの脱原発はできなかった。

1998年 国政レベルで、緑の党と社民党の連立政権が成立した。州政府次官が連邦政府次官に就任するとの事態も生じた。その政権下で、2000年には、電力会社との協定に抛る脱原発路線が採用された。法による規制は 原発閉鎖に伴う被害の算定の困難さと憲法問題(財産権の保障)を伴うと予想されるので、憲法裁判を避けて、「契約」による規制が選択されたのである。州政府の監督基準の強化によって原発のコスト

高に苦しんでいた電力会社も協定路線を選択したという。

2001年9月11日の同時多発テロ事件は、「原子炉へ旅客機が飛び込んだらどうなる？」との議論を巻き起こした。その中で、原発の安全性に疑問がもたれるようになり、2002年 脱原発法の制定が制定された。この法律は、原子炉の寿命を32年間で設定し、いくつかの炉は直ちに廃止されることとなった。

ところが、2009年、保守とリベラルの政権に代わった。その政権は、2010年、原発の操業延長を認める協定に変更しようとした。老朽原発は8年、その他は14年延長しようというのである。この変更について、5州が、協定の変更には州の同意が必要であるとして、憲法裁判所に提訴したのである。ピーター・ベッカーの法律事務所は、州の代理人となったという。

こういう状況の中で、2011年3月11日、福島原発事故が発生したのである。この事故の3日後、ドイツ政府は、老朽化した8基の原発について3カ月の運転停止命令を出した。しかし、その法的根拠は薄弱であった。日本で起きた事故を理由として、そのような措置がとれるかという問題である。

そこで、政府は、原子力の民生利用の危険性は、新たな事態に基づいて評価されるべきであるとして、「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」を設置した。この委員会は、電力産業界、消費者業界、学者、教会の代表者、労働組合の代表者、環境運動関係者などで組織された。社会の多様な人たちが構成されたのは、原発事故の社会的影響が考慮されたからである。そして、委員会は、1ヶ月の議論で、「10年以内に、原子力エネルギーからの脱却を果たすことができると確信している。との提言をしたのである。

その提言を受け、2011年6月30日 連邦議会は2002年の法律に立ち戻ることと合意し、2022年までの原発からの全面撤退を選択したのである。脱・脱・脱原発の政策の確定である。

このような決定が行われた背景には、ドイツの再生可能エネルギー法制の存在があるという。ドイツでは、この20年間、「エネルギー転換」について議論が展開されていたのである。

1991年の送電法は、再生可能エネルギーから生産された電力の買取義務を電力会社に課した。1998年エネルギー経済法が全面改正され、消費者は購入先の電力生産者の選択が可能になった。

2000年には、送電法に変えて再生可能エネルギー法が制定された。再生可能エネルギーに市場競争力をつけるために、再生可能エネルギーから生産された電力の優先買取義務と支払義務が送電会社に課せられ、一般電気価格と切り離して補償価格が決められることになり、再生可能エネルギーへの投資が誘導されるようになったのである。

2011年夏には、改正再生エネルギー法が成立し、2020年までに総電力消費に占める再生エネルギーの割合を35パーセント以上に高めることとされた。2050年

には80パーセント以上が再生可能エネルギーから供給されることになるという。

こうした中で、人口8000万人のドイツで80万人からの人びとが、再生可能エネルギーに投資をするようになっているとのことである。

感想

ドイツが脱原発に踏み切った背景には、ドイツ市民の要求と運動が基礎にあり、それを法律家やそれぞれの専門分野の学者たちが支援し、新たな政党を生み出し、あるいは既成の政党の政策に反映させ（社民党は原子力の民生利用に反対していなかった）、多数派を形成し、必要な立法をしてきたことにある。思想・運動・体制という言葉で彷彿とさせる。

脱原発は、持続可能な未来社会と社会的正義と経済的合理性が基本に据えられているようである。必要なエネルギーを環境に負荷をかけないで確保する。エネルギー確保に社会的差別を持ち込まない。政策の転換に際して市場経済の法則を無視しない、という3原則である。この3原則が、社会的合意となっていることに括目したい。

ピーター・ベッカーは、福島原発事故は日本人たちに悲劇をもたらしたが、ドイツには好機をもたらした、と言っていた。もちろん、このように言うのは申し訳ないけれど、という断り付きであるが。

福島の事故を対岸の火事とせず、我が事としてとらえられる経験知が、ドイツにはあったのである。

私たちには、もっと、諸外国の先進例を学ぶ必要があるように思えてならない。

大久保賢一

2013年11月11日